

## II. 資料

### 1. 出力資料

#### 1) 出力資料一覧

当機能の出力資料は次のとおりです。

なお、「MN 連携データ」は弊社の「Web マイナンバー管理サービス」を契約されている場合のみ出力できます。

##### (a) eLTax 連携データ

No.	出力形式	出力資料名称	ファイル形式
1	MN 連携データ	MN_eLTAX_特徴_異動届_特徴継続	CSV
		MN_eLTAX_特徴_異動届_一括徴収	CSV
		MN_eLTAX_特徴_異動届_普通徴収	CSV
		MN_eLTAX_給報_異動届	CSV
2	eLTax 連携データ	eLTAX_特徴_異動届_特徴継続	CSV
		eLTAX_特徴_異動届_一括徴収	CSV
		eLTAX_特徴_異動届_普通徴収	CSV
		eLTAX_給報_異動届	CSV

eLTAX サイトで提供されている「PCdesk」にて電子申告を行うことができます。

上表 No.1 の「MN 連携データ」は、弊社の「Web マイナンバー管理サービス」にてマイナンバーを付加するための連携ファイルです。

Web マイナンバー管理サービスにて外部取込を行うと、マイナンバーを付加したファイルが出力されますので、PCdesk にて電子申告を行ってください。

なお、上表 No.2 の「eLTax 連携データ」には、マイナンバーは収録されていません。



#### **MN 連携データについて**

MN 連携データは、そのままでは PCdesk にて取り扱うことはできません。

必ず、Web マイナンバー管理サービスにてマイナンバーを付加したうえで、PCdesk に取り込んでください。



#### **eLTAX による電子申告について**

eLTAX による電子申告の利用に関する事項は、各市区町村に直接お尋ねください。

また、PCdesk の操作手順については、eLTAX のサイトをご参照ください。

(b) 特別徴収・給与支払報告にかかる異動届

No.	出力形式	出力資料名称	ファイル形式
1	MN連携データ	MN連携_特別徴収・給与支払報告にかかる異動届	CSV
2	紙	特別徴収・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書	PDF

上表 No.1 の「MN連携データ」は、弊社の「Web マイナンバー管理サービス」にてマイナンバーを付加するための連携ファイルです。

Web マイナンバー管理サービスにて外部取込を行うと、マイナンバーを付加した住民税異動届 (PDF ファイル) が出力されます。

なお、上表 No.2 の「紙」には、マイナンバーは印字されません。

《No2 紙イメージ》

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		112143 A020-001-000-000040		年度		① 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
カスカヘン 市町村民衆 令和 04 年 05 月 14 日提出		所在地	〒123-4567 大阪府	特別徴収義務者 指 定 番 号				宛 名 番 号
フリガナ		フリガナ	カフキョウシヤク	担 当 者	開発			
氏名又は名称		株式会社テスト		担 当 者 氏 名	テスト太郎			電話
個人番号 又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 3		担 当 者 先	01-2345-6789			
給 与 者	フリガナ 氏 名 生年月日 個人番号 受給者番号 1月1日 現在の住所 異動後の 住所	フリガナ 野村 八子 平成 01 年 04 月 01 日 000040 1月1日 東京都港区芝10	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 216,000 円	(イ) 徴収済額 06 月から 08 月まで 54,000 円	(ウ) 未徴収済額 (ア)-(イ) 09 月から 05 月まで 162,000 円	異 動 月 日 03 年 08 月 25 日	異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職 3. 異動 4. 給与 5. 支払 6. 合併 7. その他	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指 定 番 号	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 月分(翌月10日納期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		受給者番号		
2. 一括徴収の場合		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期限分)で 納入します。			
3. 普通徴収の場合		1. 異動が令和03年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	添 付 町 村 記 入 簿					

《出力順》

- ・ 納付先の市区町村コード 昇順
- ・ 翌年度の1月1日住所の市区町村コード 昇順
- ・ 社員番号 昇順

**⚠ Web マイナンバー管理サービスの操作手順について**  
 Web マイナンバー管理サービスの操作手順は、Web マイナンバー管理サービスのマニュアルを参照してください。